

## 2. 地方公共団体からの課題に基づく

### 関係省庁の取組状況

地方公共団体から寄せられた課題（参考資料4.参照）及びヒアリング等を踏まえ、歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくりを進めるための共通する検討課題として、以下の項目分類を行い、その解決に向けた関係省庁の施策・取組について整理を行った。その概要は次のとおり。

（詳細についてはP.13から記載）

[ 取りまとめ担当部局 ]

#### （1）建物等の規制の活用・見直し

伝統的建造物群保存地区制度の活用

文化庁 文化財部

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

国土交通省 住宅局

屋外広告物規制の活用・見直し

国土交通省 都市・地域整備局

#### （2）通りを中心とした景観整備・改善

電線類の地中化の推進

国土交通省 道路局

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

国土交通省 都市・地域整備局

景観整備等に資する事業とその活用

国土交通省 総合政策局

安全な歩行空間の確保

国土交通省 道路局

#### （3）当該ストックの活用等による地域活性化

建物等の活用

・ 商業・都市型産業の導入支援

経済産業省 商務流通グループ

・ 都心居住の実現

国土交通省 住宅局 / 都市・地域整備局

河川などの活用

国土交通省 河川局

公園緑地制度の活用による歴史的たたずまいの保全

国土交通省 都市・地域整備局

観光交流等の総合的な推進

国土交通省 総合政策局

地域文化財・歴史的遺産活用事業

総務省 自治行政局

NPO等との協働による地域活性化

## 地方公共団体から寄せられた主な共通課題とその対応（概要版）

～ 建物等の規制の活用・見直し～

### 伝統的建造物群保存地区の活用

- ・ 伝統的建造物群保存地区の決定の弾力的運用を可能にしたい。
- ・ 市独自条例で定める歴史的地区において、建築基準法の緩和適用を可能にしてほしい。
- ・ 建築基準法の緩和条例を伝統的建造物の新築に適用してほしい。



- ・ 伝統的建造物群保存地区の決定は、従来、国の重要伝統的建造物群保護地区としての選定を前提とした地区のみを対象に決定されがちであったが、より広域的に伝統的な街並みが保存できるよう、国の選定地区を含みより広く決定できる旨を周知（文化庁、国土交通省より通知予定）。
- ・ 伝統的建造物群保存地区における斜線制限、道路内建築制限等の緩和措置については、伝統的建造物の建築物のみならず街並みの保存に資する伝統的建造物以外の建築物の新築・増築・改築についても対象となることを明確化（国土交通省より通知）。

### 街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

- ・ 木造である京町家等（伝統的様式・材料・工法等による建築物）について、都市防災上の観点等から、歴史的なたたずまいを残した建替え等ができるようにしたい。
- ・ 準防火地域等に指定されていることにより、制限されている軒裏や外壁、建具等への木材使用の制限を緩和できないか。



- ・ 防災性能を確保しつつ歴史的なたたずまいを継承した更新を可能とするため、性能規定化の活用を図るとともに、一般的な仕様については告示化を推進。
- ・ 準防火地域等全国一律の規制に代えて、地域状況に応じ条例により一定の防火性能を確保する運用を実施することにより対応。
- ・ 地域の状況に応じ、建築物の条件を地方公共団体が付与し、前面道路が4 m未満のままでの更新を可能とするよう、規定を充実予定。
- ・ 建ぺい率、道路斜線等の緩和メニューを建築基準法の改正により導入。 等

## 屋外広告物規制の見直し

- ・伝統的建造物群保存地区における屋外広告物（のぼり、直接塗装の立看板等）の規制を強化したい。
- ・屋外広告物の規制について、市町村に委任してほしい。



- ・屋外広告物規制について、直接塗装の立看板や広告旗を簡易除却できる制度を創設（構造改革特別区域法による）。
- ・特に良好な景観を保全すべき地区において、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出のための市町村の役割の強化について検討中。

## 地方公共団体から寄せられた主な共通課題とその対応（概要版）

～ 通りを中心とした景観整備・改善 ～

### 電線類の地中化の推進

- ・ 伝統的建造物群保存地区等歴史的地区において、電線類の地中化を進めてほしい。
- ・ 電線類の地中化において、民間コスト削減のための技術開発を促進してほしい。
- ・ 電線類の地中化に際し、地上機器等の扱いに対する支援をしてほしい。



- ・ 昨年度末、関係副大臣会合において「電線類地中化の着実な推進に向けた基本方針」を合意したところ。  
（参考）関係副大臣：上野官房副長官、中馬国土交通副大臣、西川経済産業副大臣、加藤総務副大臣
- ・ 平成15年度中に、関係行政機関・関係事業者からなる「電線類地中化推進検討会議」で、浅層埋設方式、バリアフリー化工事との一体施行など『さらなる簡便でコスト縮減が可能な地中化方式』や、柱状型トランス等柔軟な整備手法など『非幹線道路を中心とした新たな整備手法、費用負担、支援制度のあり方』について検討し、新たな「電線類地中化計画」を策定するとともに、平成16年度予算に反映し、歴史的街並みの保全が特に必要な地区においても電線類の地中化を推進。

### 街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

- ・ 現状道路幅員（都市計画道路）を前提とした都市計画の見直しを進めたい。



- ・ 交通状況や都市構造等の変化に基づく都市計画の見直しの考え方については、技術的助言である都市計画運用指針において通知（平成12年12月）。
- ・ 歴史的な街並みの保全に向けた都市計画道路の見直しを進めるための取り組みを事例紹介等を通して支援。

### 景観整備等に資する事業の活用

- ・ 景観に調和した道路舗装を推進したい。
- ・ 空き地等を利用したポケットパーク、多目的広場等の整備を進めたい。
- ・ 地域住民及び来訪者の安全確保と快適な歩行空間の創出のための駐車場の整備手法はないか。  
（伝統的建造物群保存地区における共同駐車場や観光客用駐車場整備に対する支援はないか）



- ・ 別添（2） のとおり、事業手法を用意。

## 安全な歩行者空間の確保

- ・歩行者空間の確保と円滑な自動車交通道路の両立。
- ・歩行者が並列し安全に楽しく歩ける幅員の確保と歩行空間の整備。



- ・歩行者・自転車を優先した安全・快適な道路空間の実現のため、新たに「暮らしのみちゾーン」として、意欲的な地区の取り組みを支援

島根県津和野町等において平成 15 年度に実施

## 地方公共団体から寄せられた主な共通課題とその対応（概要版）

～当該ストックの活用等による地域活性化～

### 建物等の活用

- ・空き店舗対策等のソフト面での充実・強化してほしい。
- ・歴史的建築物の空き家活用による都市型成長産業、起業の促進・円滑化等を支援してほしい。
- ・歴史的建造物の活用によるまちなか定住を促進したい。
- ・使われながら残すための助成制度の充実してほしい（内部改修含めた建物全体への補助適用）。
- ・歴史的地区内の老朽住宅の除却を支援してほしい。



- ・別添（３）の補助制度を用意。  
（最近の動きの例）
- ・平成１５年度より、まちづくり総合支援事業において、空き店舗や歴史的建造物などの既存建造物を活用した施設整備（地域交流センター等の一定の施設が対象）を補助対象に追加。
- ・町家等について、改修モデル住宅として展示するための改修費等に対して補助を実施。

### 河川などの活用

- ・歴史的地区において水辺空間を活用したい。



- ・別添（３）のとおり。

### 公園緑地制度の活用による歴史的たたずまいの保全

- ・歴史的な環境を保全するため、歴史的建造物とその周辺の緑の一体的な整備・保全策を用意してほしい。



- ・別添（３）のとおり対応しているところ。今後、実態の把握を行い、より一層の保全を図れるよう、必要に応じて、制度改正を検討。

### 観光交流等の総合的な推進

- ・地域の歴史的ストックを利用した滞在型観光や地区計画等を組み合わせた総合的なまちづくりを推進したい。
- ・歴史的建造物等を巡る町中観光や生活文化体験型観光を進めたい。



- ・別添（３）のとおり。  
（最近の動き）
- ・平成１５年度より、観光交流空間づくりモデル事業を創設。

## 地域文化財・歴史的遺産活用事業

- ・地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業について、別添（３） のとおり、事業手法を用意。

## 専門家派遣、NPOとの協働等

- ・伝統的家屋の保存修理等を行う職人の技術養成をしてほしい。
- ・行政職員や地域住民に対する助言・指導（専門家派遣）をしてほしい。
- ・空き家含めた歴史的建造物の維持管理や流通の媒体となるNPO等の組織を育成・支援したい。



- ・別添（３） のとおり。

（最近の動き）

- ・土地所有者、まちづくりNPO等による都市計画の提案制度を都市計画法の改正により導入（平成15年1月施行）。